

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

- 1(1) 名称 旭川脳神経外科循環器内科病院
- (2) 所在地 旭川市10条通21丁目2番地の11
- 2(1) 名称 社会医療法人明生会網走の丘総合病院
- (2) 所在地 網走市桂町4丁目1番7号

目次

告 示		ページ
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回	(地域医療課)	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正	(地域医療課)	1
○土地改良区の定款の変更の認可	(農業施設管理課)	2
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	2
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	3
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	(治山課)	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	3
道立病院局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		3
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)		5
道警察本部告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		6
道警察方面本部告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)		7

告 示

北海道告示第256号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

また、届出のあった救急病院の申出書は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年4月3日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第257号

昭和62年北海道告示第1770号(救急病院及び救急診療所の認定)の一部を次のように改正する。

令和2年4月3日

北海道知事 鈴木直道

札幌市の項医療法人五輪橋整形外科病院の事項及び医療法人大地小笠原記念札幌病院の事項中「平成32. 3.31」を「令和 5. 3.31」に改め、社会医療法人仁陽会西岡第一病院の事項中「札幌市豊平区西岡3条6丁目8番1号 令和 4.10.31」を「札幌市豊平区西岡3条6丁目212番20、21、22、23 令和 5. 3.31」に改める。

小樽市の項医療法人たんぼぼ会島田脳神経外科の事項中「平成32. 3.31」を「令和 5. 3.31」に改める。

旭川市の項旭川脳神経外科循環器内科病院の事項中「平成34. 3.31」を「令和 4.12.31」に改める。

帯広市の項社会医療法人北斗北斗病院の事項中「平成32. 3.31」を「令和 5. 3.31」に改める。

北見市の項オホーツク勤医協北見病院の事項中「平成32. 3.31」を「令和 5. 3.31」に改める。

岩見沢市の項岩見沢市立栗沢病院の事項中「平成32. 3.31」を「令和 5. 3.31」に改める。
網走市の項医療法人社団網走中央病院の事項中「平成32. 3.31」を「令和 5. 3.31」に改め、社会医療法人明生会網走の丘総合病院の事項を削る。

留萌市の項社会医療法人孝仁会留萌セントラルクリニックの事項中「平成32. 3.31」を「令和 5. 3.31」に改める。

苫小牧市の項医療法人同樹会苫小牧病院の事項中「平成32. 3.31」を「令和 5. 3.31」に改める。

滝川市の項医療法人翔陽会滝川脳神経外科病院の事項中「平成32. 3.31」を「令和 5. 3.31」に改める。

岩内町の項中「岩内郡岩内町字高台209番地2 平成32. 3.31」を「岩内郡岩内町字高台209番2 令和 5. 3.31」に改める。

むかわ町の項中「平成32. 3.31」を「令和 5. 3.31」に改める。

音更町の項医療法人社団翔嶺館音更宏明館病院の事項中「平成32. 3.31」を「令

和 5. 3.31」に改める。

中標津町の項中「平成32. 3.31」を「令和 5. 3.31」に改める。

北海道告示第258号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年3月26日、上磯土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年4月3日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第259号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（大富第1地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和2年4月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年4月3日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第260号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和2年4月3日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内715の2・717の1・718の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字幌内717の1（次の図に示す部分に限る。）、715の2、718の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第261号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年4月3日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字桜丘194の2（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第262号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年4月3日

北海道知事 鈴木直道

1 解除予定保安林の所在場所 北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第263号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年4月3日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡豊浦町・有珠郡壮瞥町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
豊浦町・壮瞥町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）
- の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第264号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年4月3日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紋別郡興部町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び興部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第265号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和2年4月3日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 帯広市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。）

道立病院局告示

北海道道立病院局告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年4月3日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 調達をする物品等の名称 注射薬（1%プロポフォール静注1%20ml「マルイシ」）ほか99品目（1包装当たりの単価）

イ 調達予定数量 入札説明書及び仕様書による。
100品目については、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 令和2年5月1日から令和2年9月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に規定する卸売販売業の許可を受けていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年4月3日（金）から同月20日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道道立病院局経営改革課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道道立病院局経営改革課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階道立病院局会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局経営改革課）

(2) 入札日時 令和2年4月28日（火）午前10時30分（送付による場合は、同月27日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道道立病院局のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/kaiirekariire2.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

品目ごとに落札者を決定することとし、有効な入札をした者のうち、入札金額（単価）が北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）第242条の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより、道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道道立病院局経営改革課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5295

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Internal medicines and so on 100 items
 B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., April 28, 2020
 (If mailed, bids must arrive no later than April 27, 2020)
 C Contact : Bureau of Prefectural Hospitals, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi
 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
 Phone : 011-204-5295

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第37号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年4月3日

北海道教育庁空知教育局長 藤 村 誠

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- (1) 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（恵庭コース）
 - ア 恵庭（通常・行事）コース（1日2便）（1日当たりの単価） 205日
 - イ 恵庭（特行事）コース（1日3便）（1日当たりの単価） 2日
- (2) 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（恵庭・北広島コース）
 - ア 恵庭・北広島（月・火・金）コース（1日3便）（1日当たりの単価） 112日
 - イ 恵庭・北広島（水）コース（1日3便）（1日当たりの単価） 40日
 - ウ 恵庭・北広島（木・行事）コース（1日2便）（1日当たりの単価） 53日
 - エ 恵庭・北広島（特行事）コース（1日3便）（1日当たりの単価） 2日
- (3) 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（江別・大麻コース）
 - ア 江別・大麻（月・火・水・金）コース（1日3便）（1日当たりの単価） 152日
 - イ 江別・大麻（木・行事）コース（1日2便）（1日当たりの単価） 53日
 - ウ 江別・大麻（特行事）コース（1日3便）（1日当たりの単価） 2日
- (4) 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（江別・豊幌コース）
 - ア 江別・豊幌（月・火・金）コース（1日3便）（1日当たりの単価） 112日
 - イ 江別・豊幌（水・木・行事）コース（1日2便）（1日当たりの単価） 93日
 - ウ 江別・豊幌（特行事）コース（1日3便）（1日当たりの単価） 2日
- (5) 北海道美唄養護学校スクールバス賃貸借（岩見沢コース）
 - 岩見沢コース（1日2便）（1日当たりの単価） 205日

2 落札を決定した日

令和2年3月12日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(3)及び(4)
 - ア 氏 名 有限会社グロー企画
 - イ 住 所 空知郡南幌町西町1丁目2番8号
- (2) 1の(2)
 - ア 氏 名 株式会社高田モーターズ
 - イ 住 所 夕張郡長沼町東5線南6番地
- (3) 1の(5)
 - ア 氏 名 フラワー観光バス株式会社
 - イ 住 所 美唄市東2条北1丁目1078番4

4 落札金額

- (1)ア 恵庭（通常・行事）コース（1日2便） 53,880円
- イ 恵庭（特行事）コース（1日3便） 69,450円
- (2)ア 恵庭・北広島（月・火・金）コース（1日3便） 66,560円
- イ 恵庭・北広島（水）コース（1日3便） 64,900円
- ウ 恵庭・北広島（木・行事）コース（1日2便） 53,370円
- エ 恵庭・北広島（特行事）コース（1日3便） 62,540円
- (3)ア 江別・大麻（月・火・水・金）コース（1日3便） 50,850円
- イ 江別・大麻（木・行事）コース（1日2便） 42,150円
- ウ 江別・大麻（特行事）コース（1日3便） 52,200円
- (4)ア 江別・豊幌（月・火・金）コース（1日3便） 44,375円
- イ 江別・豊幌（水・木・行事）コース（1日2便） 37,364円
- ウ 江別・豊幌（特行事）コース（1日3便） 44,500円
- (5) 岩見沢コース（1日2便） 24,400円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年2月28日付け北海道教育庁空知教育局告示第13号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁渡島教育局告示第44号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。

令和2年4月3日

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
- | | |
|------------------------------------|-------------|
| (1) A重油その1 (渡島西部地区) (1リットル当たりの単価) | 63,000リットル |
| (2) A重油その2 (渡島北部1地区) (1リットル当たりの単価) | 81,000リットル |
| (3) A重油その3 (渡島北部2地区) (1リットル当たりの単価) | 198,000リットル |
| (4) A重油その4 (北斗市地区) (1リットル当たりの単価) | 228,000リットル |
| (5) A重油その5 (函館市1地区) (1リットル当たりの単価) | 213,000リットル |
| (6) A重油その6 (函館市2地区) (1リットル当たりの単価) | 204,000リットル |
| (7) A重油その7 (函館市3地区) (1リットル当たりの単価) | 132,000リットル |
- 2 落札を決定した日
令和2年3月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)
- ア 氏 名 有限会社早菱産業
イ 住 所 松前郡松前町字月島187番地
- (2) 1の(2)
- ア 氏 名 株式会社アサイ石油商事
イ 住 所 茅部郡森町字新川町216番地の10
- (3) 1の(3)、(5)及び(7)
- ア 氏 名 道南石油株式会社
イ 住 所 函館市大町9番20号
- (4) 1の(4)
- ア 氏 名 株式会社池見石油店
イ 住 所 函館市豊川町10番1号
- (5) 1の(6)
- ア 氏 名 北日本石油株式会社
イ 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号
- 4 落札金額
- (1) 90.2円
(2) 62.48円
(3) 57.75円
(4) 57.75円
(5) 57.2円
(6) 54.45円
(7) 57.75円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年1月31日付け北海道教育庁渡島教育局告示第5号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第167号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年4月3日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量
- | | |
|--|------|
| (1) 優良用 I C カード (金) VL-LS406 400枚×1カートリッジ (1個当たりの単価) | 815個 |
| (2) 一般用 I C カード (青) VL-LS405 400枚×1カートリッジ (1個当たりの単価) | 654個 |
| (3) 新規用 I C カード (緑) VL-LS404 400枚×1カートリッジ (1個当たりの単価) | 82個 |
| (4) 運転経歴証明書用カード VL-LS542 400枚×1カートリッジ (1個当たりの単価) | 44個 |
| (5) インクリボン (イエロー) VL-LS456 3,000枚×1カートリッジ (1個当たりの単価) | 189個 |
| (6) インクリボン (マゼンタ) VL-LS457 3,000枚×1カートリッジ (1個当たりの単価) | 194個 |
| (7) インクリボン (シアン) VL-LS458 3,000枚×1カートリッジ (1個当たりの単価) | 192個 |
| (8) インクリボン (黒) VL-LS469 3,000枚×1カートリッジ (1個当たりの単価) | 199個 |
| (9) UVCリボン (保護膜) VL-LS460 3,000枚×1カートリッジ (1個当たりの単価) | 192個 |
| (10) オーバーコートリボン VL-LS526 3,000枚×1カートリッジ (1個当たりの単価) | 238個 |

2 随意契約の相手方を決定した日
令和2年3月24日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 東芝自動機器システムサービス株式会社
(2) 住所 神奈川県川崎市川崎区駅前本町12番地1

4 随意契約に係る契約金額
(1) 80,352円
(2) 80,352円
(3) 80,352円
(4) 190,719.2円
(5) 12,900円
(6) 12,900円
(7) 12,900円
(8) 6,000円
(9) 12,000円
(10) 9,300円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察旭川方面本部告示第43号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和2年4月3日
北海道警察旭川方面本部長 白井弘光

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
(1) 自動車用ガソリン JIS1号（1リットル当たりの単価） 65,200リットル
(2) 自動車用ガソリン JIS2号（1リットル当たりの単価） 131,000リットル
(3) 軽油 JIS特1号、1号、2号、3号及び特3号（1リットル当たりの単価）

(4) ガソリンエンジン用オイル API SN級（1リットル当たりの単価） 19,900リットル
1,110リットル

2 落札を決定した日
令和2年3月11日

3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 日東石油株式会社
(2) 住所 旭川市本町3丁目437番地239

4 落札金額
(1) 141円
(2) 131円
(3) 111円
(4) 700円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
令和2年1月28日付け北海道警察旭川方面本部告示第9号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道警察旭川方面本部会計課
(2) 所在地 旭川市1条通25丁目487番地6

北海道警察北見方面本部告示第30号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和2年4月3日
北海道警察北見方面本部長 高倉孝司

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
(1) 自動車用ガソリン JIS1号（1リットル当たりの単価） 51,400リットル
(2) 自動車用ガソリン JIS2号（1リットル当たりの単価） 133,100リットル
(3) 軽油 JIS特1号、1号、2号、3号及び特3号（1リットル当たりの単価） 8,800リットル

2 落札を決定した日
令和2年3月12日

3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社東部第一
(2) 住所 北見市北2条東2丁目4番地

4 落札金額

- (1) 152円
- (2) 142円
- (3) 130円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年1月31日付け北海道警察北見方面本部告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察北見方面本部会計課
 - (2) 所在地 北見市青葉町6番1号
-